平成２７年（フ）第８６２号
広島市安佐北区口田南８丁目43番35号
破産者　株式会社オリフィン
1　決定年月日　平成28年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１号
徳島県徳島市北沖洲１丁目14番26号
破産者　有限会社中村ツキ板商会
1　決定年月日　平成28年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１２３号
沖縄県那覇市久茂地２丁目11―23スマイル久茂地203号室
破産者　株式会社東亜フォトニクス
1　決定年月日　平成28年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第２２４号
金沢市西念４丁目７番１号
破産者　株式会社いしさか商店
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２８号
金沢市保古１丁目123番地
破産者　Ｈ＆Ｓ株式会社
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２８年（フ）第８号
三重県松阪市駅部田町606番地８　コーポＫＡＮＯ　Ｂ201、前住所三重県松阪市駅部田町935番地７
破産者　鈴木　光代
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２４年（フ）第２８９号
愛媛県松山市八反地甲1642番地２
破産者　クラウン物産株式会社
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６号
福岡県京都郡苅田町大字与原1737番地４
破産者　株式会社Ｔ．Ｏ．Ｐ．トレーディング
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２７年（フ）第６１号
佐賀県唐津市浜玉町浜崎1146番地12、登記簿上の本店所在地佐賀県唐津市浜玉町横田上201番地５
破産者　有限会社立花商会
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所唐津支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１５９号
長崎県佐世保市黒髪町6566―４、住民票上の住所長崎県佐世保市大塔町726番地３
破産者　七種恵美子
1　決定年月日　平成28年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第１５号
長崎県佐世保市金比良町８番３号、前住所長崎県佐世保市大黒町236番地９
破産者　池田　一夫
1　決定年月日　平成28年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第３７号
茨城県石岡市石岡3017番地４
破産者　笹目　文俊
1　決定年月日　平成28年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第３２号
滋賀県東近江市今崎町508番地３　Ｍフラット201号室、前住所滋賀県蒲生郡日野町大字山本788番地25　メゾン華１号館205号
破産者　岸本　淳一
1　決定年月日　平成28年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第２１５号
埼玉県北足立郡伊奈町本町３丁目73番地　柿沼シティハイツＣ―201
破産者　大矢　憲由
1　決定年月日　平成28年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２６６号
さいたま市岩槻区東岩槻４丁目11番地８　10号206
破産者　産賀　啓子
1　決定年月日　平成28年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２７８号
埼玉県蕨市南町４丁目29番２号　ＺＯＯ松浦103号
破産者　石川　鉄和
1　決定年月日　平成28年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３９５号
埼玉県上尾市泉台３丁目４番地28　メゾン泉台101
破産者　松波　秀樹
1　決定年月日　平成28年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１０２６号
愛知県知多市つつじ丘４丁目23番地の１（２―205）
破産者　中村　慶子
1　決定年月日　平成28年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５０４号
愛知県半田市亀崎北浦町３丁目13番地　ロイヤルコート半田２―601号室
破産者　玉城　政秀
1　決定年月日　平成28年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

第明治三十五種郵便物認可